日本雪工学会　謝金規程

（目　的）

第１条　この規程は，日本雪工学会（以下，「本学会」という。）の運営および事業遂行に伴う各種謝金の支払に関する事項について定める。

（謝金の定義）

第２条　謝金とは，学会の運営および事業遂行のための業務協力や学術大会，研修会，講習会などにおける講演等に対して支払われる金銭「講演等謝金」，原稿執筆等に対して支払われる金銭「執筆謝金」，論文等の査読業務に対して支払われる「査読料」をいう。

（申請および承認）

第３条　謝金を支払う場合は，その実行組織の責任者が，経理委員長に申請し承認を得なければならない。

（講演等謝金の基準）

第４条　業務協力，学術大会，研修会，講習会などの講演等謝金の標準額は，10,000 円／時間を目安とし，その実行組織の責任者が決定する。ただし，3 時間を超える場合は日額 30,000 円を限度とする。

２　支払単位は 1 時間とし，1 時間未満の端数がある場合は，原則として 30 分未満は切り捨て，30 分以上は切り上げとすることができる。

３　本学会会員による講演等謝金は，無料とする。

４　この規程によりがたい特別な理由のある講演等謝金については，本学会会長がその額を決定することができる。

（執筆謝金の基準）

第５条　原稿執筆などの執筆謝金の標準額は，400 字当たり 3,000 円を目安とする。

２　支払単位は 200 字とし，200 字未満は切り上げとすることができる。

３　本学会会員による執筆謝金は，無料とする。

４　この規程によりがたい特別な理由のある執筆謝金については，本学会会長がその額を決定することができる。

（査読料の基準）

第６条　査読料の標準額は，査読者 1 名当たり 5,000 円を目安とする。

２　本学会会員による査読料は，無料とする。

３　この規程によりがたい特別な理由のある査読料については，本学会会長がその額を決定することができる。

（支払方法）

第 7 条　講演等謝金は，業務協力，学術大会，研修会，講習会などにおける講演等が終了後，執筆謝金は，原稿受理後，査読料は学術委員会での採否決定後に速やかに本人の希望する方法によって支払うものとする。

２　謝金は，原則として必要な源泉徴収を行い支給する。

（旅費の支給）

第 8 条　移動・宿泊を伴う場合は，実費相当額の交通費および宿泊費の旅費を支給する。なお，旅費を含めて謝金とする場合は，原則として必要な源泉徴収を行い支給する。

（改廃）

第 9 条　この規程を改廃する場合は，理事会の承認を得て行うものとする。

付　　則

この規程は，平成 29 年 6 月 2 日から施行するものとする。

(平成 29 年 6 月 2 日制定)

(平成 30 年 9 月 9 日改定)

(令和 5 年 3 月 27 日改定)